

世界の「AIOIYAMA」プロジェクト検討会議（第1回）

日 時：平成27年3月26日

場 所：本庁舎2階 第1会議室

< 議 題 >

1 市長挨拶

2 検討体制および検討内容等について

2-1 検討条件について 【資料1】

2-2 検討体制および検討内容について 【資料2】

3 意見交換

平成 26 年 12 月 26 日

相生山について

名古屋市長 河村たかし

以下の考えに基づき、速やかに名古屋市都市計画審議会に諮問し、ご審議頂く。

1. 弥富相生山線の道路事業は廃止する。
2. 近隣住宅地への通過自動車の入り込みについては、住民の安全のため、例えば、近隣住民には通行許可証を発行して住民の自動車通行を確保しつつ一部区間の道路を通行止にするなど、住民にとって最も使いやすい措置を愛知県公安委員会・警察に要請する。
3. 相生山緑地は、
 - (1) 道路部分を含めて都市公園及び緑地として都市計画決定し、例えば、世界から「AIOIYAMA」と呼ばれるような名古屋の新しい名所となる公園として整備する。
 - (2) 建設済みの道路部分は壊すことなく、公園施設として活用する（※1）。
 - (3) 子どものキャンプ場や障がい者のリハビリや活動の場として活用できる「ユニバーサルデザイン都市公園（※2）」として整備する。

ただし、都市公園の管理のため、公園内に一車線相当の「園路」を設けて下山畑口から相生口までつなげ、救急車などの緊急車両は通行できるようにする。

※1「建設済み道路の公園施設としての活用」

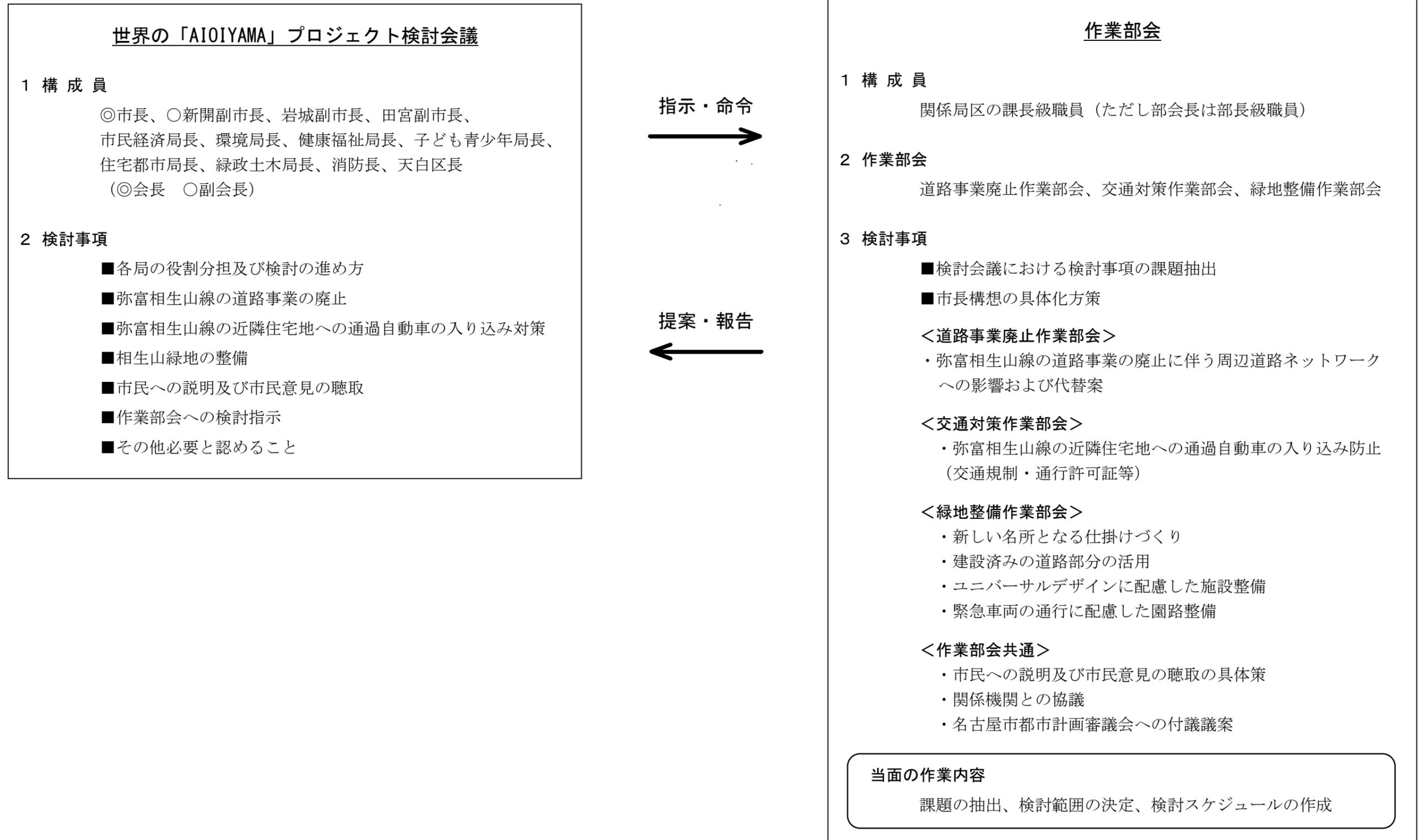
名古屋市が推進する「みちまちづくり」やニューヨークの「ハイレーン公園」の考え方を活かし、建設済みの道路上にキャンプ場や遊歩道などをつくる。

※2「ユニバーサルデザイン都市公園」

障がい者を含めてだれでもが利用しやすいように設計されている（ユニバーサル）都市公園のこと。

平成 20 年 1 月に国土交通省から「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」が出されている。

2-2. 検討体制・検討内容について



弥富相生山線 事業の概要と経緯

路線名	事業区間	延長	幅員
弥富相生山線	天白区菅田三丁目 ～天白町大字野並	892m	12～16m

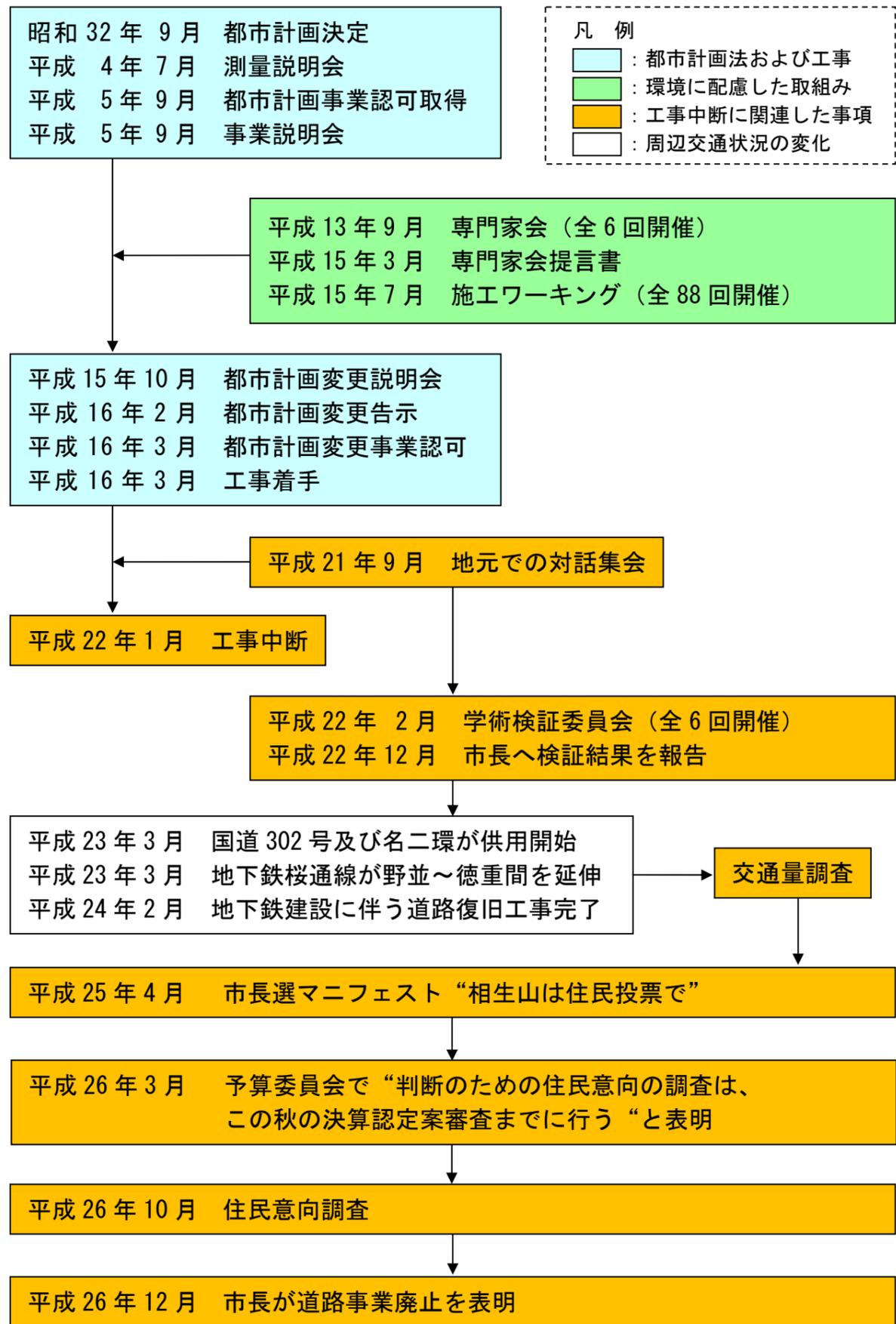
(1) 整備目的

都市計画道路弥富相生山線は、名古屋都市計画の幹線街路として、都市の骨格を形成する道路であり、都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、円滑な交通処理と良好な市街地環境の形成、さらには災害時の防災性の向上を図ります

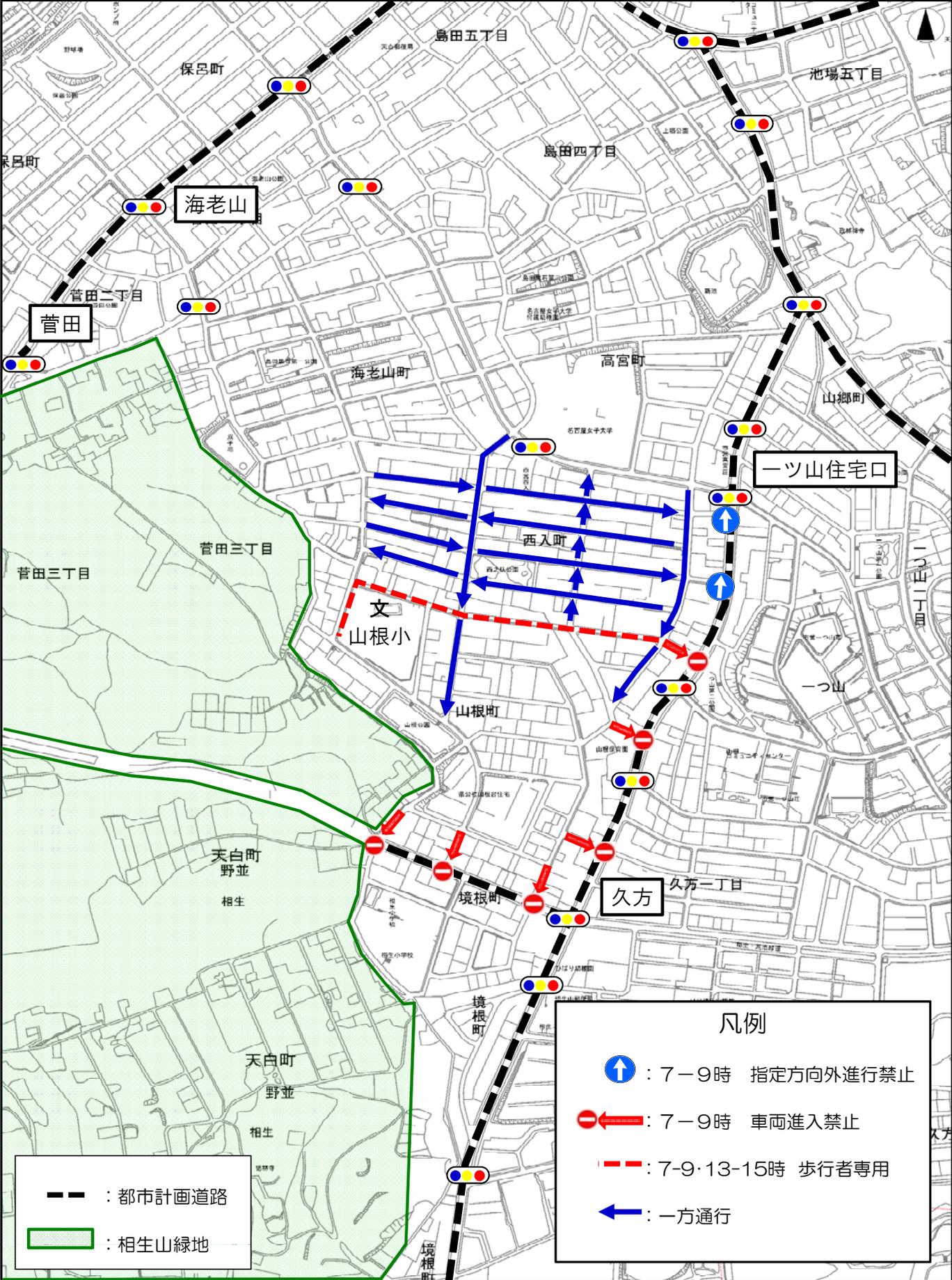
(2) 本体事業費

全体事業費 約36億円
 執行済額 約29億円
 平成25年度末進捗率 約80%

(3) 位置図



現在の交通規制状況



世界の「AIOIYAMA」プロジェクト検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 弥富相生山線の道路事業の廃止及び近隣住宅地への通過自動車の入り込み対策、相生山緑地の整備等について、その方向性や内容等を検討するため、『世界の「AIOIYAMA」プロジェクト検討会議』(以下「検討会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 検討会議に会長、副会長及び委員を置く。

- 2 会長は市長、副会長は緑政土木局を所管する副市長とし、委員は別表第1に掲げる職にある者で構成する。

(職務)

第3条 会長は検討会議の事務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 検討会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 各局の役割分担及び検討の進め方に関すること。
- (2) 弥富相生山線の道路事業の廃止に関すること。
- (3) 弥富相生山線の近隣住宅地への通過自動車の入り込み対策に関すること。
- (4) 相生山緑地の整備に関すること。
- (5) 市民への説明及び市民意見の聴取に関すること。
- (6) 第6条に規定する作業部会への検討指示に関すること。
- (7) その他必要と認めること。

(委員による会議の開催)

第5条 会長は、必要に応じて委員による会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 会議の議長は会長が行うものとし、会議の議事の進行及び総括をするものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 検討会議の所掌事務について、委員による会議の開催に先立って調査及び検討を行うため、検討会議の内部組織として別表第2左欄に定める作業部会を設置する。

- 2 作業部会に部会長、部会員を置く。
- 3 部会長は、道路事業廃止作業部会については緑政土木局道路建設部長と、交通対策作業部会については緑政土木局路政部長と、緑地整備作業部会については緑政土木局緑地部長とし、部会員は別表第2左欄の作業部会につき、それぞれ同表右欄に掲げる職にある者で構成する。
- 4 部会長は、必要に応じて部会員による会議（以下この条において「会議」という。）を招集することができる。
- 5 会議の議事の進行は、部会長が行う。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 会議は、部会員の内から当該会議に必要と認める部会員のみにより開催することができるものとする。

(検討会議の庶務)

第7条 検討会議の庶務は、緑政土木局企画経理課において行う。

(作業部会の庶務)

第8条 作業部会の庶務は、別表第3に掲げる所属において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

別表第 1

<p>市長</p> <p>副市長</p> <p>市民経済局長</p> <p>環境局長</p> <p>健康福祉局長</p> <p>子ども青少年局長</p> <p>住宅都市局長</p> <p>緑政土木局長</p> <p>消防長</p> <p>天白区長</p>

別表第 2

<p>道路事業廃止作業部会</p>	<p>緑政土木局道路建設部長</p> <p>住宅都市局都市計画部街路計画課長</p> <p>緑政土木局天白土木事務所長</p> <p>緑政土木局道路建設部主幹（道路・都市環境等）</p>
<p>交通対策作業部会</p>	<p>緑政土木局路政部長</p> <p>市民経済局地域振興部地域安全推進課長</p> <p>市民経済局地域振興部主幹（交通安全対策に係る連絡調整）</p> <p>緑政土木局天白土木事務所長</p> <p>緑政土木局路政部主幹（安全・保全）</p> <p>緑政土木局道路建設部主幹（道路・都市環境等）</p> <p>天白区区民生活部まちづくり推進室長</p>
<p>緑地整備作業部会</p>	<p>緑政土木局緑地部長</p> <p>市民経済局文化観光部観光推進室長</p> <p>市民経済局市民生活部広聴課長</p> <p>環境局環境企画部環境企画課長</p>

	<p>健康福祉局障害福祉部主幹（障害者差別解消・福祉都市推進）</p> <p>子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課長</p> <p>住宅都市局都市計画部都市計画課長</p> <p>緑政土木局天白土木事務所長</p> <p>緑政土木局道路建設部主幹（道路・都市環境等）</p> <p>緑政土木局緑地部緑地事業課長</p> <p>消防局消防部消防課長</p> <p>消防局救急部救急課長</p>
--	--

別表第 3

道路事業廃止作業部会	緑政土木局道路建設部道路建設課
交通対策作業部会	緑政土木局路政部道路維持課
緑地整備作業部会	緑政土木局緑地部緑地事業課